

公 告

令和6年11月1日

防衛省共済組合十条支部

支 部 長 柿 野 正 和

十条駐屯地における理容店の出店業者を下記のとおり募集するので、関係事項を承知の上申し込またい。

記

1 申込に付する事項

- (1) 営業場所
十条駐屯地 B庁舎北棟1階
- (2) 使用面積及び営業時間等

業 種	使用面積	営 業 時 間	営 業 日
理 容	84.58 m ²	1100～1900	原則として土日祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く毎日とし、それ以外は別途協議する。

2 申込参加者の資格

- (1) 全省庁統一資格又は同等の資格を有すること
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること
- (4) 公募しようとする事業の実施を保證できる能力・体制を有すること
- (5) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (6) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (7) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと
- (10) 営業許可等を要する業種については、当該許可等を有する業者であること
- (11) 経営に関する契約及び協定等を遵守できること

3 提出書類

別途配布する「募集要領」及び「仕様書」に記載のとおり

4 公募期間等

(1) 公募期間

令和6年11月18日（月）～同年11月29日（金）

(2) 募集要領及び仕様書の配布

ア 配布期間

令和6年11月18日（月）～同年11月29日（金）

イ 配布時間

平日午前9時から午後4時まで

ウ 配布場所

十条駐屯地 補給統制本部総務部厚生課共済班

東京都北区十条台1-5-70

電話TEL03-3908-5121（内線2137）

5 応募予定業者に対する説明会

本説明会に参加しない業者は、公募に参加できないものとする。

(1) 日 時

令和6年12月18日（水）14時から

(2) 場 所

十条駐屯地 B庁舎北棟 1階 駐屯地談話室

(3) 携行品

募集要領、仕様書、印鑑（説明会に参加する本人のもの）

(4) その他

1参加業者あたりの出席者は2名までとする。

6 委託業者の選定

選考委員会による評価結果及び面接等により、総合的に審査し採否を決定する。

7 問合せ先

東京都北区十条台1-5-70

防衛省共済組合十条支部 厚生専門官又は物資係

TEL03-3908-5121（内線2137）